

令和3年

双葉町議会会議録

第4回臨時会

11月30日開会・閉会

双葉町議会

令和3年第4回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (11月30日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に参加した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第8号から報告第10号までの一括上程	5
報告第8号から報告第10号	6
議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
閉 会	8

1 1 月 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

3 双葉町告示第 29 号

令和 3 年第 4 回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 11 月 26 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

記

1. 期 日 令和 3 年 11 月 30 日 (火)
午前 10 時

2. 場 所 双葉町いわき事務所 2 階大会議室

3. 付議事件 (1) 寺沢・渋川線道路災害復旧工事請負契約の一部変更について
(2) 下水道災害復旧工事 (1 工区) 請負契約の一部変更について
(3) 下水道災害復旧工事 (3 工区) 請負契約の一部変更について
(4) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(5) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
て
(6) 職員の給与に関する条例の一部改正について

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
5番 菅野博紀君
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

令和3年第4回双葉町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年11月30日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第 8号 専決処分の報告について
専決第 3号 寺沢・渋川線道路災害復旧工事請負契約の一部変更について
- 日程第4 報告第 9号 専決処分の報告について
専決第 4号 下水道災害復旧工事（1工区）請負契約の一部変更について
- 日程第5 報告第 10号 専決処分の報告について
専決第 5号 下水道災害復旧工事（3工区）請負契約の一部変更について
- 日程第6 議案第103号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第104号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第8 議案第105号 職員の給与に関する条例の一部改正について

閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
参事兼建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大浦富男
書記	加村めぐみ

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、山根辰洋君、2番、小川貴永君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会でご審議いただき、本日1日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時40分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎報告第8号から報告第10号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、報告第8号から日程第5、報告第10号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、報告第8号から報告第10号までを一括議題とします。

◎報告第8号から報告第10号

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 報告第8号 専決処分の報告について、専決第3号 寺沢・渋川線道路災害復旧工事請負契約の一部変更についてであります。令和3年6月16日、双葉町議会定例会において議決をいただいた工事請負契約につきまして、請負金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告いたします。

報告第9号 専決処分の報告について、専決第4号 下水道災害復旧工事(1工区)請負契約の一部変更についてであります。令和3年3月18日、双葉町議会定例会において議決をいただいた工事請負契約につきまして、請負金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告いたします。

報告第10号 専決処分の報告について、専決第5号 下水道災害復旧工事(3工区)請負契約の一部変更についてであります。令和3年3月18日、双葉町議会定例会において議決をいただいた工事請負契約につきまして、請負金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告いたします。

○議長(伊藤哲雄君) 以上で報告第8号から報告第10号までを終わります。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第6、議案第103号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第103号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に伴い、期末手当の年間支給月数を0.15月引き下げることとし、本年度については、12月期の期末手当を引下げし、来年度以降6月と12月の支給月数を同じくするよう改正するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第103号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第7、議案第104号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第104号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に伴い、期末手当の年間支給月数を0.15月引き下げることとし、本年度については、12月期の期末手当を引下げし、来年度以降6月と12月の支給月数を同じくするよう改正するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第104号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第8、議案第105号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第105号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に伴い、期末手当の年間支給月数を0.15月引き下げることとし、本年度については、12月期の期末手当を引下げし、来年度以降6月と12月の支給月数を同じくするよう改正するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第105号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(伊藤哲雄君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和3年第4回双葉町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午前10時51分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 山 根 辰 洋

署名議員 小 川 貴 永